

IP アドレス事業料金体系見直しの件

標記の件について、下記のように進めたくご承認をお願い致します。

記

1. 見直し検討の理由

- ・ 2001 年 4 月スタートの現行料金体系では、維持料収入と割当手数料収入で、IP レジストリ業務の運営支出を賄うことになっている。
- ・ 2001 年度、2002 年度、2003 年度と賄えてきたが、当初想定していたのは、総維持料収入で IP レジストリ業務の運営支出の 7 割を賄う予定であった。
- ・ 実際、2003 年度の収入は、維持料収入 1 に対し割当手数料収入 2 の収入内訳であり、2001 年度以降、割当手数料収入に大きく依存した収入体系となっており、当初の想定と大きくかけ離れている。
- ・ インターネットがある限り、その役割を果たさなければならない IP レジストリ機能の維持について、one time の収入である割当手数料に財政的に大きく依存しているのが現状である。
- ・ RIR である APNIC、ARIN 等の料金体系は、定期的な維持料収入と one time の手数料収入の二本立てであるが、主たる収入は維持料で、one time の手数料収入への依存度は僅かである。
- ・ JPNIC の現行料金体系は丸 3 年を経過したが、この間、IP レジストリ業務の中心は、コミュニティのためのルール、コンセンサス作りに移ってきた。これにより各 ISP へ割振ったアドレス空間がインターネットの資源として機能する。こうした業務内容の変化があることから、IP レジストリ業務支出について、IP アドレス占有空間に応じた課金である維持料を中心に賄う方向へと、見直しを検討したい。

2. 基本的な考え方

- ・ IP レジストリ業務支出のうち、IP 指定事業者が 1 社でも発生する必要業務支出(130 百万円/年)を 2003 年 11 月現在の 361 指定事業者等に等分に負担頂くと、約 36 万円/年(=130 百万÷361)となる。IP アドレス総量の最小単位である/20 以下の現行維持料(10 万円/年)は、これを大きく下回っており、見直しが必要である。
- ・ それを行なった上で、IP アドレス総量毎の維持料を、APNIC、ARIN 等 RIRs の動向と整合性を取ったレベルで設定する。これを基本維持料とする。
- ・ 次期 IP レジストリシステムにより、IP 事業部の割当業務は自動化され割当件数に比例しない支出構造の実現が見込まれること、及び、割当業務比率がより小さくなることが見込まれることから、割当手数料は全廃したい。
- ・ 新たに one time の手数料として割振手数料(per address fee)を導入し、それにより JPNIC が APNIC に支払っている仕入支出等を、割振を受ける IP 指定事業者の負担とする。
- ・ 年間の IP レジストリ業務支出は、経費を切り詰めて 2005 年度以降、280 百万円と見積もられ、基本維持料と割振手数料を適用した 2005 年度の収入見込みは 210 百万円程度であることから、支出を賄えない。不足する 70 百万円については、別表の通り、指定事業者の一部の方々に特別維持料を経過措置としてお願いし、それでも不足する部分について JPNIC 正会員の会費で充当する。
- ・ 2007 年度中に特別維持料の改廃について検討し、その結果を 2008 年度から適用する。
- ・ この料金体系への移行に伴い、これまで、IP 事業部の収入で賄っていた「IRR の推進」「IPv6 の普及」等の業務は、未だ実験・普及啓発の段階であるので、当面は JPNIC 正会員の会費で賄うこととする。
- ・ 具体的な料金表(案)は別表を参照。

3. 日程

- ・ 2004年1月13日 理事会にて一次案審議
 - ・ 2004年2月13日 総会にて報告
 - ・ 2004年2月～3月 報告内容について会員・指定事業者からのご意見募集
 - ・ 2004年4月 会員・指定事業者からのご意見について回答
 - ・ 2004年5月 理事会にて最終案審議
 - ・ 2004年6月 総会にて審議
 - ・ 2004年8月1日 新料金体系適用
- 以上

別表：料金表（案）

1．IP アドレス維持料

| 割振 IP アドレス総量 (プレフィックス表記) | 基本維持料 | 特別維持料 | | 現行維持料 |
|-----------------------------|-----------|------------------------------|--------------|-----------|
| | | JPNIC 正会員 ではない IP 指定業者 | JPNIC 正会員 | |
| /10 超 | 3,600,000 | +2,500,000 | 0 | 3,600,000 |
| /10 以下 | 3,200,000 | +2,000,000 | 0 | 3,600,000 |
| /11 以下 | 2,600,000 | +1,500,000 | 0 | 3,600,000 |
| /12 以下 | 2,000,000 | +1,200,000 | 0 | 2,800,000 |
| /13 以下 | 1,600,000 | +1,000,000 | 0 | 2,160,000 |
| /14 以下 | 1,200,000 | +800,000 | 0 | 1,600,000 |
| /15 以下 | 1,050,000 | +600,000 | 0 | 1,120,000 |
| /16 以下 | 800,000 | +500,000 | 0 | 720,000 |
| /17 以下 | 600,000 | +400,000 | 0 | 400,000 |
| /18 以下 | 500,000 | +300,000 | 0 | 240,000 |
| /19 以下 | 350,000 | +250,000 | 0 | 200,000 |
| /20 以下 | 200,000 | +200,000 | 0 | 100,000 |

注1) 毎年4月1日時点で JPNIC 正会員であるかどうかに応じて適用する

注2) 2007 年度中に特別維持料の改廃について検討し、その結果を 2008 年度から適用予定

2．割振手数料 (IPv4 アドレス、IPv6 アドレス)

| |
|---|
| <p>4 円 / 1 アドレス (例：/20 の割振を受けた場合 : 4096 アドレス × 4 円 = 16,384 円)</p> |
|---|

注) IPv6 アドレスの場合は、割振プレフィックスサイズの利用率 (HD-Ratio) で換算したホスト数で計算する (例：/32 = 7132 /31 = 12417 /30 = 21619)